



平成 24 年 1 月 30 日

各 位

会社名 株式会社キーエンス
代表者名 代表取締役社長 山本 晃則
(コード番号 6861 東証・大証第一部)
問合せ先 取締役経営情報部長 植田 祥裕
(TEL. 06 - 6379 - 1111)

株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

平成 24 年 1 月 30 日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 株式分割

1. 株式分割の目的

株式の流動性の一層の向上を図るとともに、株主の皆様への利益還元を目的として実施するものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 24 年 3 月 20 日（火曜日）最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式数を、1 株につき 1.1 株の割合をもって分割いたします。ただし、分割の結果生ずる 1 株未満の端数株式は、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その株数に応じて分配いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	55,274,474 株
株式分割により増加する株式数	5,527,447 株
株式分割後の発行済株式総数	60,801,921 株
株式分割後の発行可能株式総数	150,000,000 株

3. 日程

基準日公告日	未 定
株式分割基準日	平成 24 年 3 月 20 日（火曜日）
効力発生日	平成 24 年 3 月 21 日（水曜日）
新規記録日	平成 24 年 3 月 21 日（水曜日）

4. その他

この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

なお、本件株式分割は、平成 24 年 3 月 21 日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成 24 年 3 月 20 日とする平成 24 年 3 月期の期末配当金は、株式分割前の株式が対象となります。

翌期以降の剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元（実質増配）を目的として、今回の株式分割に伴う調整を行わない予定です。正式には、定時株主総会において決定されます。

II. 株式分割に伴う定款の一部変更

1. 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年 3 月 21 日（水曜日）をもって当社定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものです。

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後定款
（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>137,000,000 株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>150,000,000 株</u> とする。

3. 日程

定款変更の効力発生日 平成 24 年 3 月 21 日（水曜日）

以 上